

## 重要事実と軽微基準等の一覧

## 上場会社等の意思決定に係る事実（決定事実）

法 166 条 2 項 1 号

右欄の条文は「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」。以下同じ。

項目	軽微基準
株式（優先出資を含む）・新株予約権の引受者の募集（166 条 2 項 1 号イ）	払込金額総額が 1 億円未満と見込まれること / 優先出資者に優先出資を額面発行する場合には、割り当てられる優先出資の口数が 1 口当たり 0.1 未満（49 条 1 号）
資本金の額の減少（166 条 2 項 1 号ロ）	-
資本準備金又は利益準備金の額の減少（166 条 2 項 1 号ハ）	-
自己の株式の取得（166 条 2 項 1 号ニ）	-
株式無償割当て（166 条 2 項 1 号ホ）	株式無償割当てによって 1 株に対し割り当てる株式の数が 0.1 未満（49 条 2 号）
株式（優先出資を含む）分割（166 条 2 項 1 号ヘ）	株式（優先出資を含む）の分割により 1 株（1 口）に対し割り当てる株式の数の割合が 0.1 株未満（49 条 3 号）
剰余金の配当（166 条 2 項 1 号ト）	1 株（1 口）当たりの剰余金配当額の前年同期比増減額が 20% 未満（49 条 4 号）
株式交換（166 条 2 項 1 号チ）	（完全親会社となる場合）完全子会社の直近の総資産の帳簿価額が完全親会社の純資産額の 30% に相当する額未満 + 完全子会社の売上高が完全親会社の売上高の 10% に相当する額未満 / 子会社との間で行う株式交換（49 条 5 号）
株式移転（166 条 2 項 1 号リ）	-
合併（166 条 2 項 1 号又）	（吸収合併存続会社となる場合）合併による資産増加額が直近の純資産額の 30% に相当する額未満と見込まれること + 売上高（2 期分）の増加額が直近の売上高の 10% に相当する額未満と見込まれること / 完全子会社との合併（49 条 6 号）
会社分割（166 条 2 項 1 号ル）	（分割会社となる場合）分割に係る資産の直近の帳簿価額が直近の純資産額の 30% 未満 + 売上高（2 期分）の減少額が直近の売上高の 10% に相当する額未満（49 条 7 号イ） （承継会社となる場合）分割による資産の増加額が直近の純資産額の 30% に相当する額未満と見込まれること + 売上高（2 期分）の増加額が直近の売上高の 10% に相当する額未満と見込まれること（49 条 7 号ロ）

事業譲渡・譲受け（166条2項1号ヲ）	<p>（譲渡会社となる場合）事業譲渡に係る資産の直近の帳簿価額が直近の純資産額の30%未満+売上高（2期分）の減少額が直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること（49条8号イ）</p> <p>（譲受会社となる場合）事業譲受けによる資産の増加額が直近の純資産額の30%に相当する額未満と見込まれること+売上高（2期分）の増加額が直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること（49条8号ロ）</p> <p>/ 完全子会社からの事業譲受け（49条8号ハ）</p>
解散（166条2項1号ワ）	-
新製品・新技術の企業化（166条2項1号力）	販売・事業開始日の属する事業年度開始の日から3年間の売上高の増加額が直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること+販売・事業開始のための特別支出額が直近の固定資産の帳簿価額の10%に相当する額未満と見込まれること（49条9号）
業務上の提携・提携の解消（166条2項1号ヨ、令28条1号）	<p>（提携の場合）提携日の属する事業年度開始の日から3年間の売上高の増加額が直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること（49条10号イ）</p> <p>ただし、以下の～の場合は、～のそれぞれに定めるものに該当する場合に限る</p> <p>相手の株式（優先出資を含む）又は持分を取得する場合：株式又は持分の取得価額が直近の純資産額と資本金額のいずれか少なくない金額の10%に相当する額未満と見込まれること</p> <p>相手に株式を取得される場合：株式数が直近の発行済株式数の5%以下と見込まれること</p> <p>共同して子会社でない新会社を設立する場合：設立の日から3年以内に開始する事業年度末日における新会社の総資産の帳簿価額×出資比率が会社の直近の純資産額の30%に相当する額未満と見込まれること+当該各事業年度の新会社の売上高×出資比率が会社の直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること</p>
	<p>（提携の解消の場合）提携解消日の属する事業年度開始の日から3年間の売上高の減少額が直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること（49条10号ロ）</p> <p>ただし、以下の～の場合は、～のそれぞれに定めるものに該当する場合に限る</p> <p>相手の株式（優先出資を含む）又は持分を取得している場合：株式又は持分の帳簿価額が直近の純資産額と資本金額のいずれか少なくない金額の10%に相当する額未満</p> <p>相手に株式を取得されている場合：株式数が直近の発行済株式数の5%以下</p> <p>共同して新会社を設立している場合：新会社の直近の総資産の帳簿価額×出資比率が会社の直近の純資産額の30%に相当する額未満と見込まれること+新会社の直近の売上高×出資比率が会社の直近の売上高の10%に相当する額未満</p>
子会社の異動を伴う株式の譲渡・取得（166条2項1号ヨ、令28条2号）	<p>（既存会社の子会社化・既存子会社の非子会社化）既存会社・既存子会社の総資産の直近の帳簿価額が会社の直近の純資産額の30%に相当する額未満+既存会社・既存子会社の売上高が会社の売上高の10%未満（49条11号イ）</p> <p>（子会社設立）設立の日から3年以内に開始する事業年度末日における子会社の総資産の帳簿価額が会社の直近の純資産額の30%に相当する額未満と見込まれること+当該各事業年度の子会社の売上高が会社の直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること（49条11号ロ）</p>

固定資産の譲渡・取得 (166条2項1号ヨ、令28条3号)	(譲渡)直近の固定資産の帳簿価額が直近の純資産額の30%未満(49条12号イ) (取得)直近の固定資産の取得価額が直近の純資産額の30%に相当する額未満と見込まれること(49条12号ロ)
事業の休止・廃止(166条2項1号ヨ、令28条4号)	休止・廃止日の属する事業年度開始の日から3年間の売上高の減少額が直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること(49条13号)
金融商品取引所に対する株券の上場廃止申請 (166条2項1号ヨ、令28条5号)	-
認可金融商品取引業協会に対する登録取消申請 (166条2項1号ヨ、令28条6号)	-
認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券としての指定取消申請 (166条2項1号ヨ、令28条7号)	-
破産手続始、再生手続開始または更生手続開始の申立て (166条2項1号ヨ、令28条8号)	-
新たな事業の開始(166条2項1号ヨ、令28条9号)	事業開始日の属する事業年度開始の日から3年間の売上高の増加額が直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること+事業開始のための特別支出額が直近の固定資産の帳簿価額の10%に相当する額未満と見込まれること(49条14号)
防戦買いの要請(166条2項1号ヨ、令28条10号)	-
預金保険法74条5項による申出 (166条2項1号ヨ、令28条11号)	-

上場会社等の意思によらない事実（発生事実） 法 166 条 2 項 2 号

項目	軽微基準
災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害( 166 条 2 項 2 号イ)	損害額が直近の純資産額の 3 %に相当する額未満と見込まれること ( 50 条 1 号)
主要株主の異動 ( 166 条 2 項 2 号ロ)	-
特定有価証券または特定有価証券に係るオプションの上場廃止又は登録取り消しの原因事実の発生( 166 条 2 項 2 号ハ)	社債券又は優先株に係る上場廃止又は登録の取消原因事実の発生 ( 50 条 2 号)
財産権上の請求に係る訴訟の提起・判決等 ( 166 条 2 項 2 号ニ、令 28 条の 2 第 1 号)	( 訴訟提起 ) 訴訟の目的物の価額が直近の純資産額の 15%に相当する額未満 + 訴えのとおり敗訴したとした場合、訴訟提起日の属する事業年度開始の日から 3 年間の売上高の減少額が直近の売上高の 10%に相当する額未満と見込まれること ( 50 条 3 号イ) ( 判決等 ) 上記の軽微基準に該当する訴訟に係る判決等の場合 / 上記の軽微基準に該当しない訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合 + 判決等に基づく会社の給付額が直近の純資産の 3 %に相当する額未満と見込まれること + 判決等の日の属する事業年度開始の日から 3 年間の売上高の減少額が直近の売上高の 10%に相当する額未満と見込まれること ( 50 条 3 号ロ)
仮処分命令の申立て・裁判等( 166 条 2 項 2 号ニ、令 28 条の 2 第 2 号)	( 申立て ) 申立てのとおり仮処分命令が出されたとした場合、申立日の属する事業年度開始の日から 3 年間の売上高の減少額が直近の売上高の 10%に相当する額未満と見込まれること ( 50 条 4 号イ) ( 裁判等 ) 裁判等の日の属する事業年度開始の日から 3 年間の売上高の減少額が直近の売上高の 10%に相当する額未満と見込まれること ( 50 条 4 号ロ)
免許取消し等の行政処分 ( 166 条 2 項 2 号ニ、令 28 条の 2 第 3 号)	処分日の属する事業年度開始の日から 3 年間の売上高の減少額が直近の売上高の 10%に相当する額未満と見込まれること ( 50 条 5 号)
親会社の異動( 166 条 2 項 2 号ニ、令 28 条の 2 第 4 号)	-
債権者その他の当該上場会社等以外の者によ	-

る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または企業担保権の実行申立て又は通告（166条2項2号二、令28条の2第5号）	
手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分（166条2項2号二、令28条の2第6号）	-
親会社に係る破産手続開始の申立て等（166条2項2号二、令28条の2第7号）	-
債務者等の債務不履行のおそれ(166条2項2号二、令28条の2第8号)	債務不履行のおそれのある額が直近の純資産額の3%に相当する額未満と見込まれること（50条6号）
主要取引先との取引停止（166条2項2号二、令28条の2第9号）	取引停止日の属する事業年度開始の日から3年間の売上高の減少額が直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること（50条7号）
債権者による債務免除、第三者による債務引受等(166条2項2号二、令28条の2第10号)	債務免除・引受等の額が直近の債務総額の10%に相当する額未満と見込まれること（50条8号）
資源の発見(166条2項2号二、令28条の2第11号)	発見された資源の採掘を開始する事業年度開始の日から3年間の売上高の増加額が直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること（50条9号）
特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券と	優先株に係る取扱有価証券としての指定取消原因事実の発生であること（50条10号）

しての指定の取消原因 事実の発生( 166 条 2 項 2 号二、令 28 条の 2 第 12 号)	
---	--

**上場会社等又は上場会社グループにおける決算情報変更に係る事実** 法 166 条 2 項 3 号

項目	重要基準
売上高(単体・連結) (166 条 2 項 3 号、令 51 条 1 号)	新たな予想値又は決算の数値の、公表された直近予想値からの増減額が 10%以上(51 条 1 号)
経常利益(単体・連結) (166 条 2 項 3 号、令 51 条 2 号)	新たな予想値又は決算の数値の、公表された直近予想値からの増減額が 30%以上 + 当該増減額が前事業年度末の純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の 5 %以上(51 条 2 号)
純利益(単体・連結) (166 条 2 項 3 号、令 51 条 3 号)	新たな予想値又は決算の数値の、公表された直近予想値からの増減額が 30%以上 + 当該増減額が前事業年度末の純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の 2.5%以上(51 条 3 号)
剰余金の配当(単体の み)(166 条 2 項 3 号、 令 51 条 4 号)	新たな予想値又は決算の数値の、公表された直近予想値からの増減額が 20%以上(51 条 4 号)

**上場会社等に係るバスケット条項** 法 166 条 2 項 4 号

上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
--

子会社の意思決定に係る事実（決定事実） 法 166 条 2 項 5 号

項目	軽微基準
株式交換( 166 条 2 項 5 号イ)	株式交換による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増減額が当該企業集団の直近の純資産額の 30%に相当する額未滿と見込まれること + 当該企業集団の売上高の増減額が当該企業集団の直近の売上高の 10%に相当する額未滿と見込まれること (52 条 1 項 1 号)
株式移転( 166 条 2 項 5 号ロ)	株式移転による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増減額が当該企業集団の直近の純資産額の 30%に相当する額未滿と見込まれること + 当該企業集団の売上高の増減額が当該企業集団の直近の売上高の 10%に相当する額未滿と見込まれること (52 条 1 項 2 号)
合併 ( 166 条 2 項 5 号ハ)	合併による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増減額が当該企業集団の直近の純資産額の 30%に相当する額未滿と見込まれること + 当該企業集団の売上高 ( 2 期分 ) の増減額が当該企業集団の直近の売上高の 10%に相当する額未滿と見込まれること (52 条 1 項 3 号)
会社分割( 166 条 2 項 5 号ニ)	( 承継会社となる場合 ) 分割による当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の直近の純資産額の 30%に相当する額未滿と見込まれること + 当該企業集団の売上高 ( 2 期分 ) の増加額が当該企業集団の直近の売上高の 10%に相当する額未滿と見込まれること (52 条 1 項 4 号イ) ( 分割会社となる場合 ) 分割による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の直近の純資産額の 30%に相当する額未滿と見込まれること + 当該企業集団の売上高 ( 2 期分 ) の減少額が当該企業集団の直近の売上高の 10%に相当する額未滿と見込まれること (52 条 1 項 4 号ロ)
事業譲渡・譲受け ( 166 条 2 項 5 号ホ)	( 譲受会社となる場合 ) 事業譲受けによる当該上場会社等の属する企業集団の資産の増加額が当該企業集団の直近の純資産額の 30%に相当する額未滿と見込まれること + 当該企業集団の売上高 ( 2 期分 ) の増加額が当該企業集団の直近の売上高の 10%に相当する額未滿と見込まれること (52 条 1 項 5 号イ) ( 譲渡会社となる場合 ) 事業譲渡による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の直近の純資産額の 30%に相当する額未滿と見込まれること + 当該企業集団の売上高 ( 2 期分 ) の減少額が当該企業集団の直近の売上高の 10%に相当する額未滿と見込まれること (52 条 1 項 5 号ロ)
解散 ( 166 条 2 項 5 号ヘ)	解散による当該上場会社等の属する企業集団の資産の減少額が当該企業集団の直近の純資産額の 30%に相当する額未滿と見込まれること + 解散による当該企業集団の売上高 ( 2 期分 ) の減少額が当該企業集団の直近の売上高の 10%に相当する額未滿と見込まれること (52 条 1 項 5 号の 2 )
新製品・新技術の企業化 ( 166 条 2 項 5 号ト)	販売・事業開始日の属する事業年度開始の日から 3 年間の売上高の増加額が当該企業集団の直近の売上高の 10%に相当する額未滿と見込まれること + 販売・事業開始のための特別支出額が当該企業集団の直近の固定資産の帳簿価額の 10%に相当する額未滿と見込まれること (52 条 1 項 6 号)
業務上の提携・提携の解消 ( 166 条 2 項 5 号チ、令 29 条第 1 号)	( 提携の場合 ) 提携日の属する事業年度開始の日から 3 年間の当該上場会社等の属する企業集団の売上高の増加額が当該企業集団の直近の売上高の 10%に相当する額未滿と見込まれること ただし、以下の ~ の場合は、 ~ のそれぞれに定めるものに該当する場合に限る (52 条 1 項 7 号イ) 相手の株式 ( 優先出資を含む ) 又は持分を取得する場合 : 株式又は持分の取得価額が当該企業集団の直近の純資

	<p>産額と当該企業集団の資本金額のいずれか少なくない金額の10%に相当する額未満と見込まれること  相手に株式を取得される場合：株式数が子会社の直近の発行済株式数の5%以下と見込まれること  共同して孫会社でない新会社を設立する場合：設立の日から3年以内に開始する事業年度末日における新会社の総資産の帳簿価額×出資比率が当該企業集団の直近の純資産額の30%に相当する額未満と見込まれること+当該各事業年度の新会社の売上高×出資比率が当該企業集団の直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること</p> <p>(提携の解消の場合)提携解消日の属する事業年度開始の日から3年間の当該上場会社等の属する企業集団の売上高の減少額が当該企業集団の直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること  ただし、以下の～の場合は、～のそれぞれに定めるものに該当する場合に限る(52条1項7号ロ)  相手の株式(優先出資を含む)又は持分を取得している場合：株式又は持分の帳簿価額が当該企業集団の直近の純資産額と当該企業集団の資本金額のいずれか少なくない金額の10%に相当する額未満  相手に株式を取得されている場合：株式数が当該子会社の直近の発行済株式数の5%以下  共同して新会社を設立している場合：新会社の直近の総資産の帳簿価額×出資比率が当該企業集団の直近の純資産額の30%未満+新会社の直近の売上高×出資比率が当該企業集団の直近の売上高の10%に相当する額未満</p>
孫会社の異動を伴う株式の譲渡・取得(166条2項5号チ、令29条第2号)	<p>(既存会社の孫会社化・既存孫会社の非孫会社化)既存会社・既存孫会社の直近の総資産の帳簿価額が当該上場会社等の属する企業集団の直近の純資産額の30%に相当する額未満+既存会社・既存孫会社の直近の売上高が当該企業集団の直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること(52条1項8号イ)</p> <p>(孫会社設立)設立の日から3年以内に開始する事業年度末日における孫会社の総資産の帳簿価額が当該上場会社等の属する企業集団の直近の純資産額の30%に相当する額未満と見込まれること+当該各事業年度の孫会社の売上高が当該企業集団の直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること(52条1項8号ロ)</p>
固定資産の譲渡・取得(166条2項5号チ、令29条第3号)	当該上場会社等の属する企業集団の資産の増減額が当該企業集団の直近の純資産額の30%に相当する額未満と見込まれること(52条1項9号)
事業の休止・廃止(166条2項5号チ、令29条第4号)	休止・廃止日の属する事業年度開始の日から3年間の売上高の減少額が直近の当該上場会社等の属する企業集団の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること(52条1項10号)
破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て(166条2項5号チ、令29条第5号)	-
新たな事業の開始(166条2項5号チ、令29条第6号)	事業開始日の属する事業年度開始の日から3年間の売上高の増加額が当該上場会社等の属する企業集団の直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること+事業開始のための特別支出額が当該企業集団の直近の固定資産の帳簿価額の10%に相当する額未満と見込まれること(52条1項11号)
預金保険法74条5項に	-

よる申出( 166 条 2 項 5 号チ、令 29 条第 7 号 )	
子会社連動株式の対象である連動子会社の剰余金の配当( 166 条 2 項 5 号チ、令 29 条第 8 号 )	子会社連動株式以外の特定有価証券の売買等を行う場合 ( 52 条 1 項 12 号 )

子会社連動株式の売買等を行う場合の軽微基準は別途規定

**子会社の意思によらない事実 ( 発生事実 )** 法 166 条 2 項 6 号

項目	軽微基準
災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害( 166 条 2 項 6 号イ )	損害額が当該上場会社等の属する企業集団の直近の純資産額の 3 % に相当する額未満と見込まれること ( 53 条 1 項 1 号 )
財産権上の請求に係る訴訟の提起・判決等 ( 166 条 2 項 6 号ロ、令 29 条の 2 第 1 号 )	( 訴訟提起 ) 訴訟の目的物の価額が当該上場会社等の属する企業集団の直近の純資産額の 15 % に相当する額未満 + 訴えのとおり敗訴したとした場合、訴訟提起日の属する事業年度開始の日から 3 年間の売上高の減少額が当該企業集団の直近の売上高の 10 % に相当する額未満と見込まれること ( 53 条 1 項 2 号イ ) ( 判決等 ) 上記の軽微基準に該当する訴訟に係る判決等の場合 / 上記の軽微基準に該当しない訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合 + 判決等に基づく子会社の給付額が当該企業集団の直近の純資産の 3 % に相当する額未満と見込まれること + 判決等の日の属する事業年度開始の日から 3 年間の売上高の減少額が当該企業集団の直近の売上高の 10 % に相当する額未満と見込まれること ( 53 条 1 項 2 号ロ )
仮処分命令の申立て・裁判等( 166 条 2 項 6 号ロ、令 29 条の 2 第 2 号 )	( 申立て ) 申立てのとおり仮処分命令が出されたとした場合、申立日の属する事業年度開始の日から 3 年間の売上高の減少額が当該上場会社等の属する企業集団の直近の売上高の 10 % に相当する額未満と見込まれること ( 53 条 1 項 3 号イ ) ( 裁判等 ) 裁判等の日の属する事業年度開始の日から 3 年間の売上高の減少額が当該企業集団の直近の売上高の 10 % に相当する額未満と見込まれること ( 53 条 1 項 3 号ロ )
免許取消し等の行政処分 ( 166 条 2 項 6 号ロ、令 29 条の 2 第 3 号 )	処分日の属する事業年度開始の日から 3 年間の売上高の減少額が当該上場会社等の属する企業集団の直近の売上高の 10 % に相当する額未満と見込まれること ( 53 条 1 項 4 号 )
債権者その他の当該子会社以外の者による破	-

産手続開始の申立て等 (166条2項6号口、令 29条の2第4号)	
不渡り等(166条2項6 号口、令29条の2第5 号)	-
孫会社に係る破産手続 開始の申立て等(166 条2項6号口、令29条 の2第6号)	-
債務者等の債務不履行 のおそれ(166条2項6 号口、令29条の2第7 号)	債務不履行のおそれのある額が当該上場会社等の属する企業集団の直近の純資産額の3%に相当する額未満と見込まれること(53条1項5号)
主要取引先との取引停 止(166条2項6号口、 令29条の2第8号)	取引停止日の属する事業年度開始の日から3年間の売上高の減少額が当該上場会社等の属する企業集団の直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること(53条1項6号)
債権者による債務免 除、第三者による債務 引受け等(166条2項6 号口、令29条の2第9 号)	債務免除・引受等の額が当該上場会社等の属する企業集団の直近の債務総額の10%に相当する額未満と見込まれること(53条1項7号)
資源の発見(166条2項 6号口、令29条の2第 10号)	発見された資源の採掘を開始する事業年度開始の日から3年間の売上高の増加額が当該上場会社等の属する企業集団の直近の売上高の10%に相当する額未満と見込まれること(53条1項8号)

子会社連動株式の売買等を行う場合の軽微基準は別途規定

**上場子会社等における決算情報変更に係る事実** 法 166 条 2 項 7 号

項目	重要基準
売上高( 166 条 2 項 7 号口、令 55 条 2 項 1 号 )	新たな予想値又は決算の数値の、公表された直近予想値からの増減額が 10% 以上 ( 55 条 2 項 1 号 )
経常利益( 166 条 2 項 7 号口、令 55 条 2 項 2 号 )	新たな予想値又は決算の数値の、公表された直近予想値からの増減額が 30% 以上 + 当該増減額が前事業年度末の純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の 5 % 以上 ( 55 条 2 項 2 号 )
純利益( 166 条 2 項 7 号口、令 55 条 2 項 3 号 )	新たな予想値又は決算の数値の、公表された直近予想値からの増減額が 30% 以上 + 当該増減額が前事業年度末の純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の 2.5% 以上 ( 55 条 2 項 3 号 )

**子会社に係るバスケット条項** 法 166 条 2 項 8 号

上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの